

兵庫教育大学附属小学校いじめ防止基本方針

兵庫教育大学附属小学校

はじめに

本校は「人間として生きぬく力」を教育目標に掲げ、「確かな学力・豊かな心・たくましい体」と知・徳・体の調和のとれた子どもの育成を目指している。

そのためには学びの場となる学校が、すべての児童にとって安心して、充実した学校生活を送れる場になるよう、いじめのない学校づくりを推進する必要がある。そこで、「いじめ防止基本方針」を定め、日常の指導体制を整備する等いじめの未然防止に努め、いじめの早期発見・早期対応による適切かつ迅速な解決を図る。

1. いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（「いじめ防止対策推進法」平成25年）

2. 教職員の基本的な姿勢

本校では、「学校生活に関わるアンケート」として、毎学期いじめに関する実態調査をしている。その調査結果によると、時には継続的でないにしても「いやなことをされる」「いやなことをされるのを見たことがある」等というような回答が見られたことがある。よって、全ての児童の中に「人をいじめない」「いじめを許さない」という強い気持ちをそだてていく必要がある。そこで、いじめについて全ての教職員が次のような基本認識をもち日々取り組んでいくことにしている。

- ①いじめはどの子どもにでもどの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人に気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。
「兵庫県いじめ防止基本」より

3. いじめ防止等に向けての取り組み

(1) いじめ防止・早期発見のために

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりをすることである。（文科省）

- ①深い児童理解に基づいた学級・学年・学校づくり
 - ・一人一人の子どもの表情や言動に注意を払い、声をかける。
- 例：個人ノート 学級ノートなどの活用

- ・学年では日々、気になる子どもについて話し合う。
- ・「附小っ子連絡会」をいじめ防止対策のための組織とする。(図1)
- …学校全体の子もたちの様子を語り合い、共通理解をすると共に、指導の方向性を決め、全教員で指導できるようにする。

②定期的な「学校生活アンケート」による実態把握

- ・学期に1回アンケートを行い、児童の実態を把握すると共に、アンケートをもとに必要なに応じて児童と個人面談を行い、一人一人に対応した指導を行う。
- ・アンケートの結果は、担任が集計し、生徒指導部に集計表を提出する。
- ・必要があれば「いじめ対応チーム」による緊急会議を行い、指導の方針を決め、解決に向かう。
- ・保護者のアンケートを年に1回行い、保護者とも連携を図ることができるようにする。

③自己有用感・自己肯定感を育む授業づくり・環境づくり

- ・交流活動やふり返り活動の充実
- …子どもが活躍でき、他者の役に立っていると感じる交流の場を意図的に設定する。
- ・子どもの思いや作品を大切にされた板書や教室環境
- …子どもが創り上げたものを、まずは教員が大切に扱い、活用する。

④道徳教育・人権教育の充実

- ・12月の人権週間(4日～10日)の活用。
- …各学年で道徳の時間に「いじめ」に関する題材を選び指導する。
- ・ネット上のいじめに関する指導はコンピューター室を使う年度初めに必ず行う。

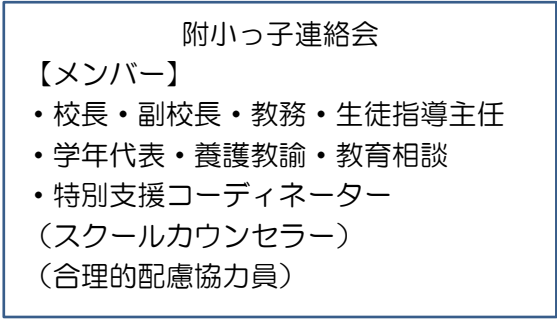


図1 いじめ防止のための組織

4. いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず速やかに組織的に対応する。(文科省)

(1) いじめが起きたら

図2, 図3に示すように、いじめが発覚した場合は、情報を共有し、組織的に動き、全職員で指導に向かうようにする。

【主な流れ】

- ・いじめが発覚
- ・学年主任・生徒指導主任と情報を共有する。
- ・教務主任に連絡
- ・校長がいじめ対応チーム(図2)を招集する。
- ・いじめ対応チームで対応を決定する。
- ・調査班で関係児童から事情を聞き取り、事実確認。
- ・事実に基づき、指導の方針を決定する。
- ・被害児童の自尊感情を高める声かけ、被害児童に寄り添う体制作りを行う。
- ・事実関係を関係保護者に正確に伝え、今後の指導方針、相談体制、家庭での対応の仕方等について共通理解を深め、連携を図る。
- ・加害児童には、自分の行動がどれだけ相手を傷つけたか、いじめられる側の気持ちに気付かせ、2

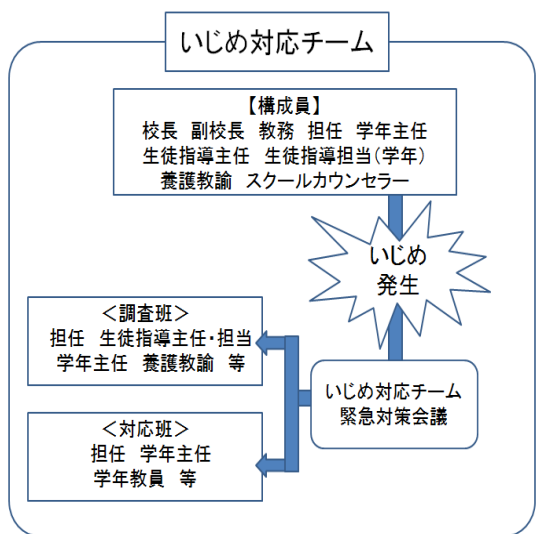


図2 いじめ対応チーム

度といじめを行わない気持ちを育む指導を行うと共に、心の安定を図る支援を行う。

- ・ 関係児童だけの問題ではなく、学校・学年・学級での問題であり、傍観者ではなく、当事者として捉えるよう指導する。いじめ許されない行為であって根絶しようという態度を指導する。
- ・ 関係児童及び保護者には、適時、その後の経過や指導した内容、相談等を伝え学校・家庭と連携し継続した支援を行う。
- ・ いじめが解決したあとも継続して十分な注意を払い、指導及び経過観察を行う。

※事実関係・指導方針・経過等、随時大学へ報告する

※状況に応じて大学・社警察署・少年サポートセンター（東播磨）等関係機関と連携して解決に当たる。

図3（いじめ対応の流れ）

